

平成 15 年 3 月 26 日

各 位

上場会社名 株式会社ガーラ
コード番号 4 7 7 7
本社所在地 東京都渋谷区広尾 1 丁目 1 番 39 号
問合せ先 責任者役職名 執行役員社長室長
氏 名 山田 恵子
TEL (03) 5778-0321

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 3 月 26 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 および平成 14 年 6 月 25 日開催の当社第 9 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権（ストックオプション）の割当てに関し、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の発行日

平成 15 年 3 月 28 日

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 430 株

(3) 発行する新株予約権の総数

430 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

未定

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）もしくは発行日の終値のいずれか高い金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

未定

(7) 新株予約権の行使可能期間

平成 16 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日まで

(8) その他の新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② その他行使の条件は、当社と新株予約権者で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする

(9) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額

未定

行使価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(10) 新株予約権の割当先の概要

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の合計 46 名

2. 新株予約権割当契約の要領

新株予約権の割当てに際して、当社取締役会決議に基づき、以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができる。また、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位をも失った後は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行行使することができない。
- (3) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 14 年 5 月 16 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 14 年 6 月 25 日 |

以 上